

## 2024年度（令和6年度）労働者福祉に関する事業への支援要請に対する回答

番号	要 求 事 項	回 答 内 容	課 名
1	「労働者福祉運動の育成・強化」について		
(1)	労働者福祉の充実について		
	①弊会は、「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。	就業の促進及び就業環境の整備等、勤労者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たされている役割は重要と考えております。それぞれの分野で貴会と連携し、予算等を通じて支援していく考えです。	雇用政策課
	②活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。	貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。	雇用政策課
(2)	「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について くらしサポートセンター島根は、労働・生活全般にかかる相談に対して、ワンストップで問題解決を図ることを目的として事業展開しています。新型コロナウイルス感染症の、厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のためには、情報収集に加え相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。	「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると考えております。 今後とも、島根県雇用政策課の労働相談の窓口と、くらしサポートセンター島根の情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。	雇用政策課
	※実績 2022年 労働相談 477件 生活相談 454件 合計 931件 2023年 労働相談 378件 生活相談 255件 合計 633件 (いずれも各年1月～10月までの実績)		

<p>(3)</p>	<p>2024年度の事業費補助金の交付について          上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、弊会の公益活動について、引き続き事業費補助金の交付を要請します。          要請額 300万円          事業開始予定年月日 2024年4月 1日          事業完了予定年月日 2025年3月31日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度に実施を予定されている事業については、労働者福祉の向上を図るうえで大切な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	<p>雇用政策課</p>
<p>2</p>	<p>中高年齢者及び女性の就労支援事業の継続について</p> <p>島根県の有効求人倍率は、2022年9月の1.72倍から2023年9月は1.51倍となり、この1年間で0.21ポイント低下しています。島根県の雇用情勢判断は、2022年11月まで「新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響を注視する必要があるが、県内の雇用情勢は持ち直している」とコメントされていましたが、2022年12月以降は「島根の雇用情勢は改善の動きが弱まっている」とされています。</p> <p>この1年の有効求職者数は微増傾向にありますが有効求人数は減少傾向にあり、求職者にとっての雇用環境は厳しくなっています。県内労働者の迅速な再就職の促進を目的として行う就労支援事業は、重要な役割を求められています。</p> <p>つきましては、県内での就労を希望する中高年齢者と女性のための就労支援事業に対して、引き続きご支援並びにご助言をいただくとともに、県内企業並びに経営者団体に対して、中高年齢者及び女性の雇用促進にかかる、就労環境整備を促す啓発活動に取り組んでいただくよう要請します。</p>	<p>県内で就労を希望する多様な人材が、それぞれの能力や経験を活かして活躍できるよう、一人ひとりの希望に応じた就労を実現していくことが必要です。</p> <p>こうしたことから、現在、貴会に委託している、中高年齢者や女性のための就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」「レディース仕事センター」の果たす役割は非常に大きく、県としては引き続きこうした活動を通して支援していきたいと考えています。</p> <p>貴会におかれましても、希望者に対し寄り添った就労支援をお願いします。</p> <p>また、昨年度より貴会に委託している、非正規雇用で働く女性を対象にパソコン講習等を行う支援事業（働きながら学ぶ女性応援事業）については、今年度は県西部でも実施いただいたところです。また、昨年度より貴会に委託した、中高年齢者を対象としたパソコン技能講習では、適切に実施いただき、感謝申し上げます。</p> <p>引き続き女性及び中高年齢者の希望に沿った就労の実現に向けて支援していきたいと考えております。</p> <p>多様な人材の雇用の場を拡大するためには、企業の理解が不可欠であることから、今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	<p>雇用政策課 女性活躍推進課</p>
<p>3</p> <p>(1)</p>	<p>大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化</p> <p>平時における防災・減災の対策</p>		

<p>① 平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討し、また、国に対しても被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけること。</p>	<p>災害時に、行政、社協、民間団体等多様な主体の連携、協働が円滑に行われるためには、平時からの連携が重要です。      県では、例えば、行政職員のほか社協や福祉専門職など多様な主体が参加する個別避難計画の作成に向けた研修会を実施するなどし、平時から関係団体等との連携が進むよう、引き続き市町村の取組を支援してまいります。      非常時に備えた財源としましては、災害救助法により、都道府県は災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないとされています。引き続き、災害救助に必要な額を積み立ててまいります。      また、被災者支援制度については、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討するよう全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	<p>防災危機管理課</p>
<p>② 災害時の災害対策拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険箇所の点検を徹底する。</p>	<p>島根県地域防災計画における、防災上の拠点施設及び多数の人の受入れが可能な建物として定められた県庁舎・各合同庁舎等については、耐震化を完了しています。      なお、当該施設においては、建築基準法第12条で定められた定期点検などにより劣化状況の把握に努めており、今後も徹底していきたくと考えております。</p> <p>県内46病院のうち42病院が耐震基準を満たしており(91.3%)、このうち災害拠点病院及び救命救急センターでは10施設全てが耐震化されています。      今後とも耐震基準を満たす医療施設の整備が図られるよう、補助事業を活用し、引き続き支援を行ってまいります。      また、危険箇所については、耐震状況に加え浸水箇所等の調査の実施や、危険箇所の改善を図る補助メニューの検討等において点検が行われているものと承知しています。</p> <p>学校設備等の危険箇所の点検については、建築基準法第12条に基づき、建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備、防火設備及び昇降機は1年以内ごとに点検することが義務づけられており、県立学校の施設の損傷、腐食その他の劣化状況は、適切に把握しています。</p>	<p>管財課 医療政策課 教育施設課</p>
<p>(2) 地震保険・共済加入促進協議会の設置について      自然災害によって被災した場合の迅速な生活再建には、公助に加えて保険・共済などによる自助が必要であり、いわゆる「無保</p>	<p>地震保険等への加入促進については、平成29年3月に策定した、新しい「島根県建築物耐震改修促進計画」に「建築物の耐震化目標を達成するための施策」の一つとして位置づけ、県及び市町村等は広報ポス</p>	<p>建築住宅課 防災危機管理課</p>

	<p>険者」を無くす取り組みが求められる。県として、県内における風水害・地震等の自然災害リスクに備え、災害発生後の県民の迅速な生活再建に資するため、各種保険および共済への加入促進など、「自助」による災害への備えについて県民に普及啓発を行うとともに、関係各団体が連携して取り組めるよう協議会組織等の設置について検討すること。</p> <p>なお、協議会組織の運営にあたっては、関係各団体（損保協会、JA共済、県民共済、Coop共済、こくみん共済coop・全労済などを想定）が協力・連携して啓発活動に取り組めるよう、県において事務局を担うこと。</p>	<p>ター等を掲示し、県民に周知を行っています。</p> <p>また、国が作成したパンフレットを防災講演会において配布するなど、保険の必要性について市町村と連携して周知に努めてまいります。</p>	
4	<p><b>持続可能な社会づくりに向けた協同組合の育成・支援</b></p>		
	<p>「人口急減地域特定地域づくり推進法」や「労働者協同組合法」の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は大きい。協同組合が、地域人口の急激に直面している地域において「持続可能な地域づくり」に貢献できるよう、また、コロナ禍での失業・就業困難にある人や社会的に排除された人々が就労を通じて社会参加できる持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討し支援を強化すること。</p>	<p>「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急激地域特定地域づくり推進法）」に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合については、国に対して、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を要望しております。</p> <p>また、島根県中小企業団体中央会と連携し、引き続き、市町村や協同組合に対し、必要な情報提供や助言等を行ってまいります。</p> <p>「労働者協同組合法」については、令和4年10月1日の施行に合わせ、組合の設立や運営等の各種問い合わせに対応できる相談窓口を整備し、また、広く県民の皆様を対象としたセミナーや市町村職員向けに研修を実施する等、情報発信に取り組んでまいりました。</p> <p>今後も、労働者協同組合が担うことができる役割等について、一層の周知を図るとともに、相談窓口を通じた組合設立や事業化への助言等を進めてまいります。</p>	<p>中山間地域・離島振興課 雇用政策課</p>
5	<p><b>格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</b></p>		
(1)	<p>教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～</p>		
	<p>① 就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。</p>	<p>就学支援金や奨学のための給付金等、各種支援制度の相談は県担当課のほか、各学校においても随時行っています。</p> <p>また、奨学金制度の相談は、各学校で随時行っているほか、島根県育英会でも就学が困難な者の就学へ向けた相談や、制度の利用・返還に関する相談を行っています。</p>	<p>総務部 総務課 学校企画課</p>

<p>② 家計急変やアルバイトの減少等により、県内の若者が高校、大学等への進学を断念したり、退学したりすることがないように、自治体による奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかるとともに十分な予算を確保する。</p>	<p>県では、家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、次のような支援を行い周知に努めています。</p> <p>高校生向けには、就学支援金や減免制度を活用して授業料の負担軽減を図る制度と、奨学のための給付金により住民税所得割非課税世帯向けに授業料以外の教育費（学用品等の購入など）を支援する制度があり、いずれについても、家計急変等があった場合には、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となります。</p> <p>大学生や専門学校生向けには、各学校が実施する授業料減免に対する補助を行っています。</p> <p>なお、島根県育英会では、貸与型奨学金に家計急変世帯を対象にできるよう緊急枠を設けているほか、個別の相談に応じて日本学生支援機構等が行う奨学金制度の案内を行っています。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p>
<p>③ コロナ禍等に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるよう周知広報を徹底するとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。</p>	<p>県では、ホームページ等により日本学生支援機構等による奨学金の減額返還や期限猶予制度を含め、学生支援制度についての周知に努めています。</p> <p>また、島根県育英会では、やむを得ない事情により返済が困難な場合には、返還猶予や1回あたりの返済金額の減額を行うなど柔軟な対応を行っています。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p>
<p>④ 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。【新規】</p>	<p>大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症により経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図るよう全国知事会などの機会を通じて国へ要望してまいります。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p>
<p>(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備</p>		
<p>① コロナ禍等を起因とした困窮や生活困難が依然として続く中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役</p>	<p>県では、生活困窮者へのきめ細かな支援が行われるよう、生活困窮者自立支援制度の実施主体である市町村に対して、これまでの研修事</p>	<p>地域福祉課</p>

	割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化を図るとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。	業に加え、昨年度からは生活困窮者自立相談支援機関の人員体制を強化するための助成事業や生活困窮者支援に豊富なノウハウを持つ民間団体職員によるOJTでの支援事業を創設したところであり、引き続き適切な支援体制が確保できるよう取り組んでいきます。 また、生活困窮者自立支援制度について、税金など市町村の様々な相談窓口と連携した効果的な周知・啓発により、コロナ禍にあっても、きめ細かな支援に努めていただくよう市町村へ依頼しています。今後も、市町村等と連携しながら、支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。	
	② 相談支援にあたる人材の専門的資質を高めることが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポートを行うこと。【新規】	相談支援にあたる相談支援員の専門的資質を高めるため、毎年度研修を実施しており、また民間団体職員によるOJTでの支援事業を行うなど、支援スキル向上のためのサポートを引き続き行っています。	地域福祉課
	③ 生活困窮者自立支援事業の制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げや福利厚生費の支弁など処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。	生活困窮者自立支援事業を担う支援員等の処遇については、実施主体である市町村において適切に対応されているものと考えています。 県としては、市町村の意見を聞きながら必要に応じて国に状況を伝えてまいります。 また、生活困窮者に寄り添った支援が円滑に行われるよう、研修のほか、民間団体職員によるOJTでの支援事業を行うなど、支援員等のスキル向上に向けた取組を引き続き行っています。	地域福祉課
	④ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。	生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、国の「生活困窮者自立支援制度の事務処理マニュアル」に基づき、各事業が適切に実施できる体制や支援の質を確保する必要があります。 県では、事業の実施主体である市町村において、適切に事業者が選定されていると考えています。	地域福祉課
(3)	生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応		
	① 生活保護に対するスティグマ（不名誉な烙印）をなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートして福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。またコロナ禍等を考慮し、においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。	現在、各市町村福祉事務所においては、ホームページや保護のしおりなどを通じて、住民へ生活保護制度の周知がされ、また必要な方に確実に保護が実施されるよう関係機関との連携が図られているところです。県では、今後も積極的な制度の周知が図られるよう、各市町村福祉事務所に働きかけていきます。 なお、保護申請にあたっては、国の実施要領に基づき、生活保護制度の仕組みを説明するとともに、相談者の状況を把握したうえで、他	地域福祉課

	<p>法他施策の活用等についての助言を適切に行うこととされています。  オンライン申請やFAX申請については、このような説明や助言の機会が得にくいといった課題もあり、市町村の状況も確認しながら、必要に応じて運用の緩和等について国へ働きかけていきます。</p>	
② 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を現場に徹底すること。	<p>現在、市町村福祉事務所においては、国の通知等に基づき、生活保護申請者から生活歴等を丁寧に聞き取ったうえで、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者については直接の照会は行わない取り扱いとしています。  県においては、この取り扱いが徹底され、扶養照会が保護申請の妨げとならないよう、引き続き市町村福祉事務所へ指導、助言を行っていきます。</p>	地域福祉課
(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化		
① 改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」を踏まえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定を進めるなかで、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずること。特にコロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。	<p>県では、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」の趣旨や同年に実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和3年3月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を改定しました。  この計画は、令和3年度から7年度までの5カ年計画とし、「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」や「子どもの健全な成長に対する支援」など、6項目を基本方針として定めて必要な施策を進めることにより、子どもの貧困に気づき、支え、未来へつなぐためのセーフティネットを広げていくことを目指しています。  また、成果目標として、「全市町村での子どもの貧困対策推進計画の策定」と「20箇所の子ども食堂の新規開設」を定めるとともに、被保護世帯の子どもや就学援助を受けている子どもの数を継続的に把握することとしています。  国の大綱に示された指標等を参考にし、また、子どものセーフティネット推進委員会の意見等も反映させながら、各種施策を推進してまいります。</p>	地域福祉課

<p>② 令和6年4月にかけて順次施行される改正児童福祉法、改正児童虐待防止法に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。</p>	<p>児童虐待に対しては、一時保護という深刻な事態に至ってから介入するのではなく、もっと手前の市町村の子育て支援の体系のなかで早期発見し、深刻化を防ぐことが必要と認識しています。</p> <p>県内の市町村では、不適切な養育や児童虐待の予防や早期発見のため、産前・産後の訪問サポートや専門的なケアにより、心身の不調や育児不安を抱える妊産婦への支援を行っている。また、乳幼児健診未受診家庭は虐待リスクが高いことが指摘されていることから、受診勧奨や児童福祉担当部局との連携による定期的な安全確認を積極的に行うなど、虐待リスクの早期発見、早期支援に取り組んでいます。</p> <p>こうした取組みに加え、令和6年4月に施行される改正児童福祉法では、市町村において、母子保健（子育て世代包括支援センター）と児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）が連携し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、県としても、市町村での設置が進むよう支援や働きかけを行っています。</p> <p>また、県では、県内児童相談所の専門性向上と相談支援体制充実等に向け計画的な専門職員配置並びに市町村等職員対象の専門研修など、人材の確保や育成の取組みの他、市町村や教育委員会、学校など関係機関との連携・調整により、個々のケースの実情把握、相談対応、アセスメントと危機判断、支援計画の作成、支援、指導などを日常的に行っています。</p> <p>今後も、虐待の予防・重症化防止に向けて、市町村との連携を強化し、児童虐待に至る前の予防的な対応力の強化に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>健康推進課 青少年家庭課</p>
<p>③ 就学援助制度について支給決定の「認定基準」を緩和すること、また、支給決定の認定基準に満たない世帯にも「5割支給」「3割支給」などの緩和措置を検討・支援すること。【新規】</p>	<p>就学援助制度には、国の基準に基づいて援助される要保護と、市町村が要保護に準ずるものと認めて援助される準要保護があります。</p> <p>認定基準等については、各市町村により決定されるものではありませんが、県としては、県内の就学援助制度の実施状況を把握し、各市町村に対し、情報提供を継続的に行ってまいります。</p>	<p>学校企画課</p>
<p>④ 中学生や高校生など、とりわけ進学を控えた生活困窮世帯の生徒の学習支援制度について、無料受講が可能な塾、居場所（自習室）、定員や受講時間を拡充できるよう各市町村への補助金を増やすとともに実施を働きかけること。</p>	<p>国においては、生活困窮者世帯に対する学習支援事業の補助制度を設けており、事業費の負担割合は国1/2、事業実施自治体1/2となっております。現在、この補助制度を活用する市町村においては、生活困窮世帯等の生徒に対する学習支援・進路相談等を民間学習塾に委託するなどの取組が行われています。</p> <p>県では、市町村の意見を聞きながら、必要な対応を行うとともに、学習支援事業を未実施の市町村へも取組を促してまいります。</p>	<p>地域福祉課</p>

	⑤ 仕事を持つひとり親が安心して就労できる環境整備を図る上で、病児保育の拡充とその利用に関して負担軽減を図ること。【新規】	<p>県では、病児・病後児保育施設の拡充に向けて、国の補助事業を活用した運営費や施設整備費の支援に加え、独自に施設整備にかかる国庫補助への上乗せや対象外経費への補助を行っております。</p> <p>また、病児・病後児保育の実施にあたっては、看護師や保育士といった専任職員の人材確保が課題であることから、県のナースセンターや保育士・保育所支援センターにおいて再就職の支援などにも取り組んでおります。</p> <p>引き続き市町村や現場の声をお聞きし、子育てしながら安心して働き続けられる環境づくりに努めてまいります。</p>	子ども・子育て支援課
(5)	フードバンク活動への支援について		
	① 生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を継続して推進すること。	<p>県では、フードバンク実施団体に対して、しまね社会貢献基金などを活用した支援を行っております。また、フードバンク活動の啓発広報については、今後県公式SNSでの発信も予定しております。</p> <p>今後も関係部局が連携の上、取組を進めてまいります。</p>	環境政策課 地域福祉課
	② 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」（2020年3月31日閣議決定）を踏まえ、県はフードバンクが継続的・安定的に発展できるようフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向けた支援策を拡充すること。そのための必要な財源を確保すること。 また、フードバンク支援にかかる担当部署を明確にし、県が策定する食品ロス削減推進計画にフードバンク団体の基盤強化に向けた具体的支援策を盛り込むこと。	<p>フードバンク団体の基盤強化については、国が支援を行っており、令和6年度においても概算要求がなされていることから、県独自の補助は現時点では考えておりません。</p> <p>県では、フードバンク活動の自立的・継続的な活動の支援に向け、今後もしまね社会貢献基金などを活用した支援のほか、フードバンク団体と生活にお困りの方への繋ぎの支援、県民の皆様への普及啓発を行ってまいります。</p> <p>担当部局については、現在、一元的に担う部署は設けていませんが、テーマごとに都度関係部局が連携して取り組んでまいります。</p> <p>食品ロス削減推進計画については、令和3年に島根県環境総合計画においては取組の方向を定めたところであり、当面改定する予定はありません。</p>	環境政策課 地域福祉課
6	消費者政策の充実強化		
(1)	地域における消費者教育の推進 県は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進めること。特に、2022年4月1日から施行された成年年齢の18歳への引き下げについて、さらな	<p>県が令和元年度に策定した「第5期消費者基本計画」では、「消費者教育の推進」を基本方針の一つに位置づけ、学校における消費者教育を推進するとともに、地域、家庭、職場等、消費者のライフステージに応じた様々な教育の場を活用した消費者教育を推進することとしています。</p>	環境生活総務課

	<p>る情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図ること。</p>	<p>特に若年者への消費者教育では、令和4年4月の民法の成年年齢引下げを踏まえ、若年者の消費者被害を未然防止・救済するため、また、自立した消費者の育成のため、県教育委員会と連携し実践的な消費者教育を推進しています。具体的には、地方消費者行政強化交付金を活用し、令和2年度から知事部局に消費者教育コーディネーター1名を配置し、教材開発や教員研修など学校教育との連携を進めるとともに、学校教育現場に弁護士や司法書士等の実務経験者を派遣する「プロフェッショナル出前授業」を実施しています。</p> <p>さらに、成年年齢引下げの影響等について若年者やその家族だけでなく地域社会全体の関心を高めるため、SNS、新聞、ラジオ等を通じて幅広い世代を対象に情報提供しています。</p>	
(2)	<p>消費者と事業者の良好な関係性の促進 一部の消費者による事業者への過剰な要求や暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。</p>	<p>スーパーなどの店舗で消費者が心がけるべき「お買物エチケット」や、消費者側の正当な申出が事業者側にカスタマーハラスメントとならないための「消費者が意見を伝える際のポイント」について消費者庁がまとめていますので、県においても引き続きホームページ等により、普及・啓発を図ってまいります。</p>	環境生活総務課
7	<p><b>安心・信頼できる社会保障の構築</b></p>		
(1)	<p>子育て支援 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児についてともに学べる内容に充実させること。【新規】</p>	<p>妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談窓口として、全市町村に子育て世代包括支援センターが設置されています。また、多職種による包括的な支援体制を強化するため、児童福祉分野との一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置が進むよう、市町村の支援や働きかけを行っています。</p> <p>県では、両親学級などの市町村が実施する子育て支援が充実するよう、優良事例等の情報提供や研修会の開催など市町村支援を実施してまいります。</p>	健康推進課

(2)	<p>安心の医療・介護体制の整備</p> <p><b>【医療分野】</b>  医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化すること。</p>	<p>医療従事者の働き方改革を進めることにより、勤務環境の改善を図り、医療の質の向上や医療従事者の確保に繋げていくことが重要と考えております。</p> <p>医師については、現役の医師を「呼ぶ」、将来の地域医療を担う医師を「育てる」、島根で働く医師を「助ける」の3本柱で医師確保対策に取り組んでいます。</p> <p>令和5年4月には島根大学の地域枠出身者や奨学金等の貸与を受けた医師が365名となりましたが、今後も毎年30名程度の医師が誕生する見込みであり、これらの医師に県内で安心して勤務してもらえよう、しまね地域医療支援センターにおいて、積極的に医師のキャリア形成支援などを行います。</p> <p>医師不足は全国的な課題であり、地方だけの取り組みでは限界があります。平成30年7月には医師偏在解消に向けた改正医療法・医師法が成立しましたが、医師不足解消のための実効性のある抜本的な仕組みとなるよう国に求めています。</p> <p>看護職員については、「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業促進」「資質向上」を柱に、地域の医療・福祉を支える看護職員の確保対策を進めています。</p> <p>また、国に対しても看護職員の勤務環境の改善や処遇改善について実効性ある施策の充実に取り組むとともに、人材育成・離職防止・再就業促進等の取組みへの財政支援の一層の充実を強く求めています。</p>	医療政策課
	<b>【介護分野】</b>		
	①地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を拡大すること。	<p>市町村では、地域住民や専門職など多様な認知症サポーターがチームを組み、地域で暮らす認知症の方や家族に対する生活面の支援等を行う「チームオレンジ」の取組を進めています。</p> <p>県では、市町村においてチームオレンジを始めとした、認知症の方の見守り活動等の取組が進むよう、県内外の先進事例の紹介や研修会の開催など市町村支援を実施してまいります。</p>	高齢者福祉課
	②市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困りごとに寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。	<p>高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的に調整する拠点として、各市町村に地域包括支援センターが設置されています。</p> <p>県では、地域包括支援センターの機能強化に資する先進事例の紹介や、職員の資質向上のための研修を実施しております。</p> <p>家族介護者支援に係る人材育成については、国において地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援研修カリキュラムや</p>	高齢者福祉課

<p>介護者のつどいのマニュアルが取りまとめられたところです。 県といたしましては、同カリキュラムに基づく研修やマニュアル周知のための研修会の開催について検討するとともに、先進自治体の取組なども参考に市町村と連携して人材育成の取組を進めてまいります。</p>	
---	--